

■5-3 日常の意思決定

定義： 毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいう。

	特別な場合	日常的な状態	
できる（特別な場合もできる）	○	○	日常的には意思決定できる
特別な場合を除いてできる	×	○	
日常的に困難	×	△	意思決定できることがある
できない	×	×	

特別な場合：介護保険等の手続き/ケアプラン作成への参加/治療方針への合意等
 日常的な状況：見たいテレビ番組/その日の献立/着る服の選択等

■5-5 簡単な調理：選択肢の考え方

＜要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A 問20より引用＞

- ①「炊飯」
- ②「弁当・惣菜・レトルト食品・冷凍食品の加熱」
- ③「即席めんの調理」

対象者に実際に発生している行為を特定する。それらの行為の全てに介助が行われている場合は「全介助」、部分的に介助が行われている場合は「一部介助」を選択する。

炊飯	全介助	全介助	一部介助	全介助	全介助	全介助	見守り
弁当・惣菜等の加熱	全介助	×	一部介助	介助なし	介助なし	見守り	介助なし
即席めんの調理	全介助	×	×	介助なし	×	介助なし	×
選択肢	全介助	全介助	一部介助	一部介助	一部介助	一部介助	見守り

選択肢に注意！